



豊監公表第7号

平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）3月2日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史



豊福政 第2505号  
令和3年(2021年) 2月12日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 平成31年3月26日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
福祉部高齢施策課	豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの管理運営に関する基本協定書について（高齢施策課） 豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの管理運営に関する基本協定書第11条第1項の管理運営体制の市の承認、第14条第2項の個人情報ファイルの設置の市の承認、同条第4項の個人情報保護管理責任者の市への設置届、第15条第2項の作成又は	① 基本協定書第11条第1項の管理運営体制の市の承認について、指定管理者選定時に確認していたが、改めて運営体制の確認を行った。また、管理運営体制の変更届の提出を受け、変更後の管理運営体制について、令和元年6月20日付で承認した。 ② 第14条第2項の個人情報ファイルの設置の市の承認について、個人情報ファイル設置届

	<p>取得した文書の一覧表の市への提出、同条第4項の情報公開責任者の市への設置届、第46条第1項ただし書の再委託の市の書面による承諾、第53条の管理運営体制、個人情報保護管理責任者及び情報公開責任者の市への変更届がなされていなかった。</p> <p>豊中市介護施設等の整備に関する事業補助金について 施設等整備市補助金綴（平成29年度（2017年度））において、「豊中市介護施設等の整備に関する事業補助金の交付確定について」（対象区分：介護施</p>	<p>出書を受領して、令和元年6月21日付で承認した。</p> <p>③ 同条第4項の個人情報保護管理責任者の市への設置届について、個人情報保護管理責任者の設置届出書を受領した。</p> <p>④ 第15条第2項の作成又は取得した文書の一覧表について、受領した。</p> <p>⑤ 同条第4項の情報公開責任者の市への設置届について、情報公開責任者設置届出書を受領した。</p> <p>⑥ 第46条第1項ただし書の再委託について、再委託に関する承認申請書を受領し、書面により承諾した。</p> <p>⑦ 第53条の管理運営体制、個人情報保護管理責任者及び情報公開責任者の市への変更届について、管理運営体制の変更届を受領し、その他については設置届出から変更がないことを確認した。</p> <p>事業者から提出された代金支払い確約書に基づき、事業者に領収書の写しの提出を求めて受領、一件書類に添付した。</p>
--	---	--

設等の施設開設準備経費等支援事業)の起案文書に事業者からの実績報告書に支払証拠書類として「代金支払い確約書」が添付されていたが、交付確定がなされているにもかかわらず、後日提出されることとなっている領収書の写しが添付されていなかった。

豊中市地域介護・福祉空間整備等交付金について

地域介護・福祉空間整備等交付金綴において、「豊中市地域介護・福祉空間整備等補助金の交付確定について」の起案文書に事業者からの平成29年度分実績報告書が添付されていたが、そのうち収支決算書(整備事業費確認表)の収入額に一部誤りがあり、鉛筆で訂正されていた。また、支払証拠書類として「代金支払い確約書」が添付されていたが、交付確定がなされているにもかかわらず、支払額の根拠となる請求書の写しが添付されておらず、後日提出されることとなっている領収書の写しも添付されていなかった。

豊中市地域介護・福祉空間整備等交付金について

実績報告書に添付された収支決算書(整備事業費確認表)の収入額に一部誤りがあったため、事業者から訂正した書類の提出を受けた。また、事業者から提出された「代金支払い確約書」に基づき、事業者に請求書及び領収書の写しの提出を求めて受領し、一件書類に添付した。

事業者から提出された「代金支払い確約書」に基づき、事業者

<p>地域介護・福祉空間整備等交付金（防犯対策強化事業・事業所別・10年）綴（平成29年度（2017年度））において、「平成29年度豊中市地域介護・福祉空間等補助金の補助金額確定について」の起案文書に事業者からの事業実績報告書に支払証拠書類として「代金支払い確約書」が添付されていたが、交付確定がなされているにもかかわらず、後日提出されることとなっている領収書の写しが添付されていなかった。</p>	<p>に領収書の写しの提出を求めて受領、一件書類に添付した。</p>
---	------------------------------------